

岩手県告示第29号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成30年岩手県告示第448号）で公示した公共測量を終了した旨釜石市長から次のとおり通知があった。

平成31年1月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 釜石市の一部
- 2 実施した期間 平成30年5月14日から同年12月20日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量）